

# セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援

国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】		地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象 工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む)</li> <li>② 耐震改修工事</li> <li>③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事</li> <li>④ 間取り変更工事</li> <li>⑤ 子育て対応改修工事(子育て支援施設の併設を含む)</li> <li>⑥ 防火・消火対策工事</li> <li>⑦ 交流スペースを設置する改修工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 省エネルギー改修工事</li> <li>⑨ 安否確認のための設備の改修工事</li> <li>⑩ 防音・遮音工事</li> <li>⑪ 居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る)</li> <li>⑫ 専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)</li> <li>⑬ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事 等</li> </ul>
補助率・ 補助限度額	<p>補助率：国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3)</p> <p>国費限度額：62万円/戸 (⑤で子育て支援施設を併設する場合、1,250万円/施設)</p> <p>※工事内容によって限度額の加算あり</p>	
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等</li> <li>・低額所得者(月収15.8万円以下)</li> <li>・被災者世帯 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下)</li> <li>・低額所得者(月収15.8万円以下)</li> <li>・被災者世帯 等</li> </ul>
対象住宅	セーフティネット専用住宅、居住サポート住宅	
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内の住宅であること。</li> <li>・管理期間が10年以上であること。</li> </ul>	